

政府の「年金改悪法」案はどこが「安心の制度」なのか 財界いいなりの「政府案」は廃案に

中央社保協事務局次長 石川芳子

イラクへの自衛隊派兵と同時期の 04 年政府の年金改悪

04 年 2 月 3 日、アメリカが一方向的に引き起こした大儀のないイラク戦争の占領地に、自衛隊本体が武装して出発しました。その 1 週間後の 10 日に、国民に今も将来も不安を拡大する「年金改悪法」案が閣議決定され国会に提出されました。保険料の引き上げ、給付の削減、約束していた国庫負担の増額は先送りという「政府案」のどこに、「国民が老後に安心感を持てる制度に構築（与党合意文書）」する姿勢と責任があるのか不思議です。「本質的論議は先送り、またも数字のつじつまあわせ（毎日 2/5）」「保険料引き上げ、給付削減の検討には反対 76%。今回の見直しで不満・不安は解消されない 88%（読売 1/29）」とマスコミが指摘している通り、国民の声にはまったく答えていない「政府案」であることは明白です。

なぜこのように、政府の検討する年金制度「改正」には、国民の願う「安心・信頼」が見えてこないのでしょうか。

戦争末期に政府・軍部は金保険料の引き上げや加入拡大を

日本では戦時中に一連の重要な社会保険制度が政府・軍部によって実施されてきました。労働者年金制度（1944 年から現在の厚生年金保険法になる）は、1944 年（昭和 19 年）の改定で、5 人以上の事業所で働く労働者と、はじめて事務員と女性の加入を広げて、6.4%だった保険料を一気に 11%（現在が 13.58%）に引き上げました。支給額は現役賃金の 25%、受給資格期間が 20 年という収奪のしくみが強化されたのです。

事実上この改正によって、戦費調達の様相が色濃く打ち出されました。このしくみが現在まで引き継がれ、200 兆円を越える異常な積立金は、大型公共事業や金融投資に充てられ、大企業奉仕の様相が続けられてきたのです。この年金制度の柱である①高い保険料、②年金額の切り下げ、③膨大な積立金、④特異な財政方式（収入よりもたえず低い支出を見込み毎年数兆円の黒字を出す仕組みの採用）と非民主的な運用、⑤25 年の長期の加入期間、雇用の現実を無視した支給開始年齢などに抜本的にメスを入れなければ、「誰もが安心」の制度の姿は見えてこないのです。この仕組みの範囲での数字合わせでは何の解決にもなりません。

04 年の「年金改悪法案」の内容

政府与党（自民党と公明党）が国会に提出した「年金改悪法案」は、これまでの 5 年ごとの見直しで当面の見直しを行ってきたものを、今後は国会審議、法律改定無しで毎年自動的に「保険料引き上げ・給付削減」を行なえる仕組みを導入するものです。

また、各共済年金も保険料を毎年一定幅で引き上げることや給付水準を自動的に調整する「スライド率」の導入などの改悪の内容は、基本的に厚生年金・国民年金制度の見直しに足並みを揃える法案が 2 月 20 日に国会に提出されています。

今回の「政府案」の主な改悪の内容は以下のようなものです。

<保険料>

厚生年金保険料は、04 年 10 月から毎年 0.354%引き上げ、2017 年からは年収の 18.30%(労使折半)で固定することを明記しました。現行の 13.58%に比べ 35%の負担増です。上限保険料で試算すれば、サラリーマンの平均年収約 570 万円の場合、ボーナスを含めて年間 52 万 1550 円の保険料となり 13 万 4000 円余の負担増となります。

国民年金保険料は、現在月額 1 万 3300 円を 2005 年 4 月から毎年月額 280 円ずつ引き上げ、13 年かけて 2017 年度には上限の月額 1 万 6900 円に固定されます。月額 280 円の引き上げは、年間で 3360 円の負担増で、2017 年度からは現行より年間 4 万 3200 円多い 20 万 2800 円も保険料を負担します。夫婦 2 人ではこの倍になりま

す。国民年金加入者は**03年3月末**で**2千237万人**、その内失業者を含めた無職の人が**35%**もいます。保険料未納者が**02年度**で**37%**にもものぼり保険料の連続引き上げはこの未納問題をますます深刻なものにします。

<給付水準>

給付水準の抑制の根拠とする「被保険者の減少」と「受給期間の伸び」を理由として、保険料収入の範囲内に給付水準を収めるしくみを導入します。少子化の進行や賃金総額が下がることを予測し、経済悪化を口実に給付額を自由に切り下げるものです。

厚生年金では、「モデル世帯」（夫は**40年**サラリーマンで妻は専業主婦）の場合、給付水準は、現役の平均所得の**59.4%**（現行）から、約**20年**かけて**50.2%**（**2023年度**以降）まで引下げます。この場合で、現行の給付水準からの削減額は夫婦で月**4万5000円**程度になります。共働きの夫婦や単身男子は現行でも**50%**以下であり、改悪後は**30%**台に引き下がります。国民年金給付も同様のしくみに抑制されます。

03年4月から「物価スライド」が適用され、厚生年金・国民年金とも給付額を**0.9%**削減されました。現に年金を受給されている人の額が引き下がったのは戦後初めてです。さらに**04年度**も**0.3%**引下げを決定し、**05年度**も物価下落分の引下げをねらっています。さらに年金課税によって実態的に給付削減は限りなく強まっているのです。

「将来支給される年金額がわからない」「支給される年金額が少なくなる」（読売1/29）のような国民の不安の声が出てくる原因は、このような「政府案」の中にあるのです。その時になってみなければ年金額は分からないのでは、現在の生活設計は成り立ちようがありません。必ず**50%**以上は確保すると言っても、出生率などの見通しが外れれば**50%**以上に給付は保障できなくなり、すでに制度が想定する数字は下回っているのです。現実と大きく乖離する「政府案」は、自ら年金制度への信頼性を崩しているのです。

<国庫負担の2分の1への増額>

04年4月実施を法律で約束されていたのにも関わらず、**09年**までに実施する骨格部分を与党は合意し事実上先送りとしました。しかし与党税制改正大綱で示した基礎年金の財源確保の方策として、**2007年度**を目途に「消費税を含む抜本的税制改革を実現する」ことを受けて消費税増税の道を開くものとなっています。**7月**の参議院選挙を意識して、「頭隠して尻隠さず」の消費税増税が透けて見える国民を欺く「政府案」です。

<女性と年金>

サラリーマンの妻（専業主婦）が離婚した場合に、配偶者の同意（場合は**07年4月**実施）または裁判所の決定（**08年4月**実施）によって、夫の厚生年金（報酬比例部分）を分割して受給できる制度が新たに盛り込まれました。

<パート労働者の適用拡大>

パート労働者の厚生年金加入拡大は、今回の実施を見送り**5年後**を目途に検討を加えることになりました。労働時間が正社員の「**4分の3**（週**40時間**なら**30時間**）以上」になると厚生年金に加入することとなっているのを、厚生労働省は保険料の収入増を目的に、パート労働者の適用拡大を検討してきました。「週**20時間**以上」のパート労働者に適用し最大**400万人**に新規加入を見込んでいました。パート労働者にとっては現状のままでは実質賃下げとなることや、経済界の反対や疑問もありました。劣悪な労働条件改善無しに新たな保険料負担の先行実施と、保険料負担を回避したい企業の**20時間**未満労働の押し付けなど、さまざまな矛盾が噴出してきてきたのです。女性が多数をしめるパート労働者など「女性の年金権」の確立は、**85年**の年金改正時以来、先延ばしにされ、今回も先送りとなりました。国の財政保障と条件整備を脇に置いたまま、国民と当事者の負担だけでは決して解決しない根本問題があり、このままでは「少子化」問題も解消される見通しは厳しいといえます。

<国民保険料の未納者対策の強化と、生活保護にも及ばない年金額>

社会保険庁は、「国民年金保険料の収納率を**05年**までに**80%**に向上させることを不退転の独力で」との姿勢を示していました。今回の「改悪法案」でも、「国民年金保険料の徴収強化の措置を講じる」とともに「必要があるときには、被保険者に資産又は収入に関する書類その他の物件の提出を命ずることができる」ことを盛り込みました。

すでに社会保険庁は、昨年**10月**から全国で対象者に対して個別訪問を行い、差押予告通知書を発行し差押

執行の後、換価（公売広告、権利移転）して保険料を強制的に徴収するとしています。滞納者の多くが「払いたくても仕事が無い」「高すぎて払えない」という経済的な理由を挙げています。今回の保険料の大幅引き上げは、ますます年金制度から国民を除外することになりかねません。

また、国民年金のモデル受給額は月 6 万 6400 円であり、現受給者の平均月額が 4 万 6000 円です。生活保護の平均水準である月 8 万 4 千円（住居費を除く）にも及びません。これをさらに 15%削減するのは、日本国憲法の生存権を踏みじめるものであり、許せるものではありません。

雇用・賃金破壊と一体の財界いいなりの年金改悪

日本経団連の「04 年経済労働政策委員会報告（12/16）」では、「横並び賃金決定と定昇廃止、賃下げ推進策」を打ち出しました。同時に、「税制・財政構造改革の抜本的改革を視野に入れて、社会保障制度全体をパッケージで改革する最後の機会とする」ことを真正面から迫っています。これは総人件費抑制策の総仕上げとも言える社会保険料負担の全面回避をねらっています。6 月 24 日公示の参議院選挙に向け、企業献金で成績表を示しながら、政府に実施のスピードアップ（工程を明確にした前倒し実施）を求めているのです。

また、日本経団連は、03 年 11 月に「【緊急調査】年金改革の企業行動に与える影響について」調査報告を発表しています。この調査結果が示すように、年金保険料引き上げや短時間労働者の厚生年金適用拡大などの制度改正が実施されれば、①労働形態の転換を検討（78%）、②人件費調整を検討（67.8%）、③従業員数の調整を検討（50.8%）すると企業の対応を示しています。社会保険料という「法定福利費」は、社会的・法的に使用者に納付義務が課せられています。しかしこのように本来果たすべき企業責任を、すべて労働者に転嫁する方法を取ると表明しているのです。この身勝手な責任放棄を許すことはできません。

厚生労働省が 2 月 2 日に発表した「毎月勤労統計調査」の 2003 年調査結果でも、小泉内閣発足後の 3 年連続して、給与・正社員ともに減少していることがすでに報告されています。リストラ・人減らしによる小泉「構造改革」の結果の現れです。この現象にさらに拍車をかけることは、結果的に社会保険制度の崩壊につながるものとなります。

年金制度改悪の運動とたたかいは、賃金・雇用を守る行動であり、地域経済に大きな影響を及ぼす国民的な課題でもあるのです。野村総研の試算（03 年 11 月 18 日）でも、04 年年金改正で、04 年度の可処分所得が 0.4%、個人消費が 0.2%それぞれダウンすると報告がされているのです。

年金改悪反対の運動は、社会保障全体を守る保障

政府は、今回の年金制度改悪を進めると同時に、介護保険の利用料 1 割負担を医療と同様に 3 割にそろえることや、保険料を新たに徴収する高齢者医療制度の創設、生活保護基準の大幅切り下げ、子育て支援などを横並びで一気に見直し・改悪を進めています。とくに、政府は基礎年金と高齢者医療、介護保険の財源を消費税で充てること（与党合意）を視野に検討を開始しています。

年金制度改悪反対のたたかいは、財界いいなりの公的社会保障制度の切り崩しを許すのかどうか問われる重要な歴史的たたかいなのです。

中央社保協の要求は年金改悪法案の廃案

中央社保協は年金改悪法案の廃案を要求しています。「政府案」が持っている深刻な矛盾を解決する確かな筋道として、すべての人が安心の全額国庫負担（国と企業負担）による最低保障年金制度の創設を求めます。

そして緊急に以下の実現を政府に要請しています。①基礎年金の国庫負担の増額を即時実施すること。②200 兆円を超える年金積立金を計画的に取り崩すこと。③リストラを止め雇用の安定確保で年金制度の支えてを増やすこと。このことと同時に、無駄な税金の使い方を改めれば、消費税に頼らず年金制度を維持・拡充することは充分可能です。

共同の運動を広げ必ず年金改悪・増税ストップを

中央社保協は、03 年 12 月 25 日に関係者に呼びかけて懇談し、「2004 年春 共同アピール」を 04 年 1 月 19 日の、第 159 通常国会開会日に発表しました。「年金制度の大改悪を阻止するため、全国各地での共同のとりくみを大きく展開しよう」と全国にメッセージを発信しました。

この「春の共同アピール」の実践として、1 月 25～26 日に開催された「中央社保協全国代表者会議」では、全国各地で大学習運動と 1 万箇所の宣伝行動の実施、年金署名の新たな運動の提起、そして小泉・自公政権の悪政を徹底

的に暴露し、国民的な共同のたたかいを全国各地で進め、特に2・25地域総行動と4・15全国統一行動などの集中した地域からの運動を、自衛隊のイラク派兵反対の運動と結び付けて取り組むことを確認しました。

年金改正にむけた政府案の策定は、当初の03年10月から大幅にずれ込み、昨年中の策定も大きな混乱状況で終始全体をまとめることは出来ませんでした。通常国会開会後に策定された、理念や道理を無視した財政収支合わせの「政府案」であり、国民の願いに応えるどころか、「改革とは国民負担増なりき」を強要する小泉自公政権の焦りと矛盾に満ちたものです。国民的共同を広げれば必ず「政府案」を国民的に阻止する条件があるのです。

運動の争点は、「年金」「消費税」「平和・憲法」です。どれも参議院選挙の争点です。中央社保協の要求実現目指して地域から「年金改悪反対、消費税などの大増税許すな、イラクへの自衛隊派遣即時中止・撤退」を訴えて行きましよう。

政府の年金改革法案の主な内容

		現 行	改 革 案
基礎年金の国庫負担割合		3分の1	2009年までに2分の1
厚生年金の保険料率 (労使折半)		13.58%	2017年度以降は18.30% (毎年0.354%引き上げ) 04年10月実施
国民年金の保険料		月1万3300円	2017年以降は月1万6900円 (毎年280円引き上げ) 05年4月実施
厚生年金給付水準(現役世代の平均年収に対する割合)		59.4%	2023年以降は50.2% 2005年4月以降の年金受給者の給付を段階的に抑制
在職年齢年金制度	70歳以上の給与所得者	賃金と関係なく年金を受給 保険料負担はなし	60歳代後半と同様に賃金に応じて減額。07年4月実施 保険料負担はなし
	60歳代の給与所得者	60歳代前半は年金を一律2割カット	60歳代前半の2割カット廃止 65歳以降繰り下げ受給を導入
夫婦間の厚生年金分割		厚生年金の受給権は分割できない	離婚時には最大2分の1に分割できる
パート労働者の厚生年金加入拡大		労働時間が正社員の4分の3以上なら加入	法施行後5年をめどに厚生年金への適用拡大を検討
厚生年金と共済年金の統合			職業が異なっても公平な制度の確立めざし5年後をめどに検討
育児休業期間中の保険料免除			子どもが3歳になるまで免除期間を広げる(05年4月実施)

◎サラリーマンの専業主婦の取り扱いやパート労働者への年金拡充など山積する課題も「消費税を含む税制の抜本改革と合わせて、5年後をめどに論議する」自民党の大野年金制度調査会長(記者会見 2月4日)